

郵便等による不在者投票の対象者拡充などを求める意見書

郵便による不在者投票制度は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」をお持ちで特定の要件に該当する方、又は「介護保険の被保険者証」の要介護状態区分が「要介護5」と認定された方が、自宅などから郵送等（郵便又は信書便）で投票できる制度です。

この制度には、自ら投票の記載ができない方で、特定の要件に該当する方のために、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する方に代理で記入してもらう制度（代理記載制度）が設けられています。

しかしながら、現状の制度設計では「要介護度5」の対象者のみが郵便投票が認められる制度となっており、肺気腫（酸素ボンベ）腎疾患変形性腰椎症など外出では30分ほどしかもたないケースなど、介護度1～4においても投票所まで足を運べないケースも多くあるのが実態です。

総務省としても平成29年6月「投票環境の向上方策等に関する研究会」における「郵便等投票の対象範囲の拡大」に向けた報告を受け、「投票の意思があっても、投票所に行けない在宅高齢者の投票環境の向上は、重要な課題である」とした上で、郵便等投票の対象者について、「要介護4」の方はもとより、「要介護3」の方についても、寝たきり等に該当する方が相当の割合にある実態や、選挙人等にとって分かりやすい制度とすべきことから、「要介護3」全体を郵便等投票の対象とすることが適切であるとの提言が出されております。

併せて、罰則を含めた郵便等投票の制度について、高齢者本人のみならず、その御家族やケアマネージャーの方々等にも周知・徹底し、現行の公正確保の取組を徹底すべきこと、また「在宅高齢者の移動支援」や「移動期日前投票所」等の取組についても、更なる横展開を図ることも提言されておりますが、公職選挙法改正および様々な環境にある有権者が投票しやすい環境の整備に結び付いていない現状です。

よって、高齢社会の進行を見据え、投票環境における制約をできる限り解消、改善し、更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めるよう、強く求めます。

記

- 一．郵便等投票の対象者を拡大するなど、要介護度の区分に関わらず在宅介護を受けておられる選挙人等の投票機会の確保を図ること

- 一．巡回・送迎バスの運行、無料タクシー券の発行など移動支援や巡回型期日前投票所も含め、他自治体間で投票の機会に差が生じないように、公平確保に留意しつつ、改善に向けた議論を加速すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年6月17日

日 野 市 議 会